

渡部 純三局長	<p>御起立願います。礼。御着席ください。</p>
寺井克之会長	<p>只今より、第 264 回総会を開会いたします。</p>
	<p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p>
	<p>本日の議事録署名人には生石地区の崎山委員と、堀江地区の井上委員のお二人にお願いいたします。</p>
	<p>また、地元説明のため、道後地区の鳥谷推進委員、久谷地区の石原推進委員に御出席を願っています。</p>
	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>本日は、御手元に配布されております。議案書のとおり、第 1 号～第 10 号までの 10 件の議案が提出されております。</p>
	<p>それでは、議案第 1 号～第 4 号までを議題とします。事務局から説明いたします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、議案第 1 号を御報告いたします。</p>
	<p>5 条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p>
	<p>1 番、本件は、農地法により、平成 5 年 12 月 6 日に設定された賃借権です。</p>
	<p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に 5 条届出により転用するものでございます。離作補償は無いとしております。</p>
	<p>2 番、本件は、残存小作でございます。</p>
	<p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に 5 条届出により転用するものでございます。賃借人に離作補償を支払うとしております。</p>
	<p>3 番、本件は、残存小作でございます。</p>
	<p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に 5 条届出により転用するものでございます。賃借人に離作補償を支払うとしております。</p>
	<p>4 番、本件は、残存小作でございます。</p>
	<p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に 5 条届出により転用するものでございます。離作補償は無いとしております。</p>
	<p>続きまして、議案第 2 号と議案第 3 号を御報告いたします。令和 7 年 6 月 26 日～令和 7 年 7 月 25 日までに専決処理した案件は、第 2 号議案の 4 条届出が 4 件、第 3</p>

山岡美明副主幹	<p>号議案の 5 条届出が 13 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>引き続き、議案第 4 号を御報告いたします。</p> <p>1 番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>2 番、本件は、農業経営基盤強化促進法により、令和 6 年 5 月 1 日に設定された賃借権です。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。</p> <p>なお、解約後は賃借人に売却するとしており、後ほど、8 号議案の「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」において、御審議いただくこととなっております。</p> <p>3 番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

山岡美明副主幹	<p>恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>まず、議案書8ページ～9ページにかけて、議案番号11番、受人が株式会社アマデウスの案件について、面積に誤りがありました。</p> <p>議案番号11番の一番下、祝谷東町乙731番3の面積が958平方メートルとなっておりますが、正しくは、958平方メートルの内823平方メートルの誤りでした。面積の訂正をお願いいたします。</p> <p>そのため、申請面積も変更となります。その右側ですが6,213平方メートルから6,078平方メートルに訂正をお願いいたします。8ページの一番下と9ページの一番上の2か所ありますので、その2か所を6,213平方メートルから6,078平方メートルへ訂正をお願いいたします。</p> <p>それに伴って、目次の訂正も必要となります。表紙の裏側、目次のページの番号5の農地法第3条許可申請の畠の面積が変更となります。1万9,223平方メートルから1万9,088平方メートルに変更してください。また、右端の合計も3万1,546平方メートルから3万1,411平方メートルに訂正となります。申し訳ございません。</p> <p>それでは、議案内容を御説明いたします。お手元に審査基準1号～6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、あわせてご覧ください。</p> <p>まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件5件を、一括にて御説明いたします。</p> <p>7ページの3番、5番、8ページの7番、11番、10ページの13番の譲受人は新規農業者です。この度、申請地を取得または借受けし、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、その他の案件を御説明いたします。</p> <p>1番、本件は、申請人都合により本人保留となりました。</p> <p>2番、譲受人は、農地約46アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番は、新規農業の案件です。</p> <p>4番は、申請人の都合により、取下げとなりました。</p> <p>5番は、新規農業の案件です。</p> <p>6番、譲受人は、農地約380アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番は、新規農業の案件です。</p>
---------	--

山岡美明副主幹	<p>8番、譲受人は、農地約62アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>9番、譲受人は、農地約164アールを耕作する農家でございます。この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>10番、譲受人は、農地約10アールを借受け耕作していた農家でございます。前回の第263回総会の農地法第18条6項解約通知報告において、残存小作の解約を行っていますが、解約した土地に賃借権の納税猶予がついており、納税猶予買換え特例を適用するため、新たに本申請地を借受け、農業を継続するものです。納税猶予買換え特例は、納税猶予のついた賃借権を解約した場合、1年内に新たな賃借権等を設定すれば納税猶予が継続するもので、税務署の制度であり、既に税務署とも協議済みとの申し出です。本件は特殊な事例であったため、地区審査を実施し、地元より了承をいただいております。</p> <p>なお、手続きの関係上、議案書の「譲受人経営面積」は空白となっておりますが、農業を継続して行うため、新規農業扱いとはせず、地元地区委員の地元説明は不要としております。</p> <p>11番は、新規農業の案件です。</p> <p>12番、譲受人は、農地約170アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>13番は、新規農業の案件です。</p> <p>14番、譲受人は、農地約271アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>新規農業の案件は5件で、3番、5番、7番、11番、13番であります。</p> <p>3番は、所在地が久米地区でありますので戒能豊和委員から説明をお願いいたします。</p>
戒能豊和委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、久米地区にお住まいでのこの度、同地区内の農地を取得し、新規に農業経営を始めるものです。松山市農業</p>

戒能 豊 和 委 員	<p>指導センターで2年間の研修を受けており、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
寺井 克 之 会 長	<p>次に、5番は、所在地が浮穴地区でありますので阿部委員から説明をお願いいたします。</p>
阿部 和 孝 委 員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、この度、浮穴地区にて農地を借り受け、季節野菜を生産し、新規就農を行いたいと申請に至ったものであります。地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ地域の取り決めも遵守することですので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
寺井 克 之 会 長	<p>次に、7番は、所在地が久谷地区でありますので石原推進委員から説明をお願いいたします。</p>
石原廣紀推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり申請人は、砥部町にお住まいでの度、久谷地区の農地を取得し、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>10年前から勤務先が管理している農地を耕作しており、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
寺井 克 之 会 長	<p>次に、11番は、所在地が道後地区でありますので鳥谷推進委員から説明をお願いいたします。</p>

鳥谷陽一郎推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、この度、道後地区にて、農地を借り受け、主に柑橘を生産し、新規農業を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ、地域の取り決めも遵守するとのことですので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、13番は、所在地が栗井地区でありますので樋野委員から説明をお願いいたします。</p>
樋野定計委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、自宅に近い本申請地を譲り受け、新規就農をお考えです。長年、農家である兄の手伝いを行っているとのことで、実際に周辺農地での有害鳥獣被害の状況やその対策なども熟知しており、十分な農業経験があると判断いたしました。また、農業に対する意欲も見受けられましたので、地元としては、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	事務局から訂正があります。
山岡美明副主幹	
山岡美明副主幹	一点訂正をさせていただきます。申し訳ございません。2番の説明の際に、「この度、申請地を取得し」と説明させていただきましたが、賃借権ですので「借り受けし」の間違いでございます。取得ではなく借り受けでございます。訂正いたします。
寺井克之会長	以上で事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。

	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号を議題とします。事務局から説明いたします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約253アールを耕作する農業者です。議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしています。</p> <p>また、本件申請地の一部は、許可を得ることなく、昭和57年から宅地として利用しており、今回、改めて違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、松山市役所五明支所からおおむね300メートル以内に位置することから、第3種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、農地約25アールを耕作する農業者です。議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしています。</p> <p>本申請地の農地区分は、伊予鉄道梅本駅からおおむね300メートル以内に位置することから、第3種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、議案第7号を議題とします。事務局から説明をいたします。</p>

山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、障害福祉サービス事業の経営を行う社会福祉法人です。現在申請地周辺には共同生活援助施設が不足しています。そこで、「利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する」という法人の目的を達成するため、障がい者グループホームを建築したいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件は取下となりました。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	事務局の説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。
和田淳一委員	すみません異議ではないですが、2番はグループホームだったら建築面積が入るのではないですか。ゼロ平方メートルになっているので。建物が建つのではないですか。
山岡美明副主幹	<p>少々お待ちください。</p> <p>申し訳ございません。議案書の 12 ページの 2 番、社会福祉法人松山共生会の転用目的「障がい者グループホーム」の右側、建築延面積のところゼロになっております。誤りでございます。建築延面積 258.36 平方メートル、258.36 とご記入をお願いいたします。申し訳ございません。</p>

寺井克之会長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、本件について御異議等ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することいたします。</p>
	<p>なお、この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付をいたします。</p>
	<p>次に、議案第8号を議題とします。事務局から説明をいたします。</p>
越智徹主査	<p>それでは御説明いたします。</p>
	<p>本議案は、松山市が農用地利用集積等促進計画において、中間管理機構を通して権利設定及び所有権移転を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。</p>
	<p>まず、13ページからの権利設定に関するものが7件、次に15ページの所有権移転に関するものが2件ございます。</p>
	<p>13ページ1番の譲受人は、2アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>
	<p>2番の譲受人は、約32アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>
	<p>3番の譲受人は、約61アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>
	<p>4番の譲受人は、約207アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>
	<p>5番、6番の譲受人は、約129アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>
	<p>7番の譲受人は、約107アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>
	<p>15ページからは所有権移転になります。</p>
	<p>8番の譲受人は、約326アールを耕作する農業者で、畠を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p>

越智徹主査	<p>9番の譲受人は、約137アールを耕作する農業者で、畠を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>なお、今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。</p> <p>貸借権等の権利の開始は令和7年10月1日の予定です。</p> <p>また、所有権移転の移転時期は令和7年9月30日の予定です。</p> <p>所有権移転は売り手から中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買い手に所有権移転を行うものです。また、それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこのようになっております。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いします。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号を議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>

それでは、御説明いたします。

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項第3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。

なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきまし

越智徹主査	<p>ては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>最後に、議案第10号を議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>令和7年6月26日から、令和7年7月25日までに、専決処理した案件は8件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>

寺井克之会長	<p>本日の提出議案10件の審議は全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願ひします。</p>
越智徹主査	<p>私から、連絡事項がございます。</p> <p>1点目は、皆様にお配りしております「業務必携」をご覧ください。令和7年度版が発刊されておりましたので、購入いたしました。委員会活動に役立てていただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>2点目は、女性委員の登用啓発動画の周知依頼がありましたので、お手元にお配りしている資料をご覧ください。全国農業委員会女性協議会事務局より、動画を見て女性委員の登用啓発を進めていただければとの周知依頼がありました。</p> <p>なお、動画を視聴するには資料記載のURLからご覧いただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>3点目は、令和7年度市町農業委員会並びに農地利用最適化推進委員等研修会について、御案内させていただきます。お手元にお配りしている案内文書をご覧ください。</p> <p>愛媛県農業会議より、令和7年9月4日木曜日13時から道後の「にぎたつ会館」で研修会を行うとの連絡がありましたので、御出席をお願ひいたします。</p> <p>後日、出席者数を回答しなければなりませんので、欠席される方は8月15日までに、事務局まで御連絡いただければと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>4点目は、令和7年1月末の研修会で都市・交通計画課から説明のありました生産緑地について、進捗状況を御報告させていただきます。カラー刷りの資料をご覧ください。令和7年度申請があったところは、4箇所で、所在地等は資料8ページ～11ページのとおりとなっております。担当地区の委員におかれましては、お見知りおきいただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
戒能豊和委員	<p>すみません、研修会のことですけど、この資料には8月18日までとなっていますけど、15日と言われたので。</p>
越智徹主査	<p>申し訳ありません。研修会の連絡は、18日までに事務局まで御連絡いただければ</p>

越智徹主査	<p>と思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>5点目は、今年度農業委員会で実施する新規事業「農地再生チャレンジ支援事業」の農地所有者向けのパンフレットができましたので、お配りさせていただいております。</p> <p>このパンフレットは、農業者から借りたいと希望があった耕作放棄地の所有者にお渡しする説明資料です。このパンフレットをもらった農家さんからお問い合わせがあった場合には、事務局までお繋ぎいただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に、次回の総会の日程です。</p> <p>通常総会となります第265回総会は、令和7年9月10日水曜日午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、資料が大変多いので後方の机の上に封筒を置いております。必要な方はご利用いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	以上をもちまして、本日の第264回総会を閉会します。
渡部純三局長	御起立願います。礼。

午前11時00分閉会